

福岡市南区地域包括ケア推進会議設置要綱

（設置目的）

第1条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、区における地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護等の推進を図るため、関係機関・団体及び行政等の代表者からなる南区地域包括ケア推進会議（以下「区推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 区推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、区における地域包括ケアの推進に必要な検討、協議を行う。

- （1）地域の関係機関・団体等のネットワーク構築に関すること
- （2）高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出・検討に関すること
- （3）区の課題解決に必要な地域づくり・資源開発に関すること
- （4）区の課題解決に必要な政策形成に関すること
- （5）その他、区における地域包括ケアの推進に関し必要な事項

（組 織）

第3条 区推進会議の委員は、次に掲げる区保健福祉センター、関係団体及び関係機関の役職員等をもって構成する。

- （1）介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
- （2）医療サービスに関する事業者及び職能団体等
- （3）介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う関係団体等
- （4）学識経験を有するもの
- （5）福岡市

（任 期）

第4条 委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

（運 営）

第5条 区推進会議には、会長、副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、区推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 区推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、区推進会議の議長となる。

3 会長は必要に応じ、区推進会議に委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(部 会)

第7条 区推進会議は、必要に応じて次の部会(ワーキング会議)を設置する。

(1)在宅医療・介護部会

(2)権利擁護部会

(3)生活支援・介護予防部会

(4)その他、地域包括ケアの推進のために必要と認められるもの

2 原則として、各部会(ワーキング会議)の検討状況は、区推進会議へ報告する。

(会議の公開)

第8条 区推進会議は原則公開とする。ただし、会議における協議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 会議を非公開とすることを決定したときは、委員及びその他会議に出席した者は、当該会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 区推進会議の事務局を南区保健福祉センター地域保健福祉課に置く。

(報 告)

第11条 事務局は、区推進会議で検討、協議された内容を、保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

2 最初の区推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、南区保健福祉センター所長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 23 日から施行する。